



2026年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社CCIグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 杖村 修司
(コード番号 7381 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員経営企画部長 寺井 尚孝
(TEL 076-263-1111)

取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 256,438株
(3) 処分価額	1株につき983円
(4) 処分価額の総額	252,078,554円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※） 3名 40,700株 当社の執行役員 15名 77,234株 当社の従業員 28名 138,504株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、役員報酬制度を改定し、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と同じ目線で、一層の価値共有を進めるため、監査等委員でない取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、業績連動株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2022年6月14日開催の第1期定時株主総会において、①本制度に基づいて業績連動株式報酬として対象取締役に対して交付する当社株式の総数及び支給される金銭報酬債権の総額は、それぞれ、年80,000株以内及び年額250百万円以内とすること（当社は、2025年10月1日を効力発生日として、当社の普通株式1株につき10株の割合による株式分割を実施したため、当該上限株式数は800,000株以内に増加しております）、②本制度に基づき付与される株式については、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定める地位を喪失

する日までの期間を譲渡制限期間とする割当契約を締結すること等についてご承認をいただいております。

なお、当社は、当社の対象取締役のほか、当社の執行役員及び一部の従業員に対しても、当社の対象取締役に対するものと同様の業績連動株式報酬制度を導入しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議に基づいて、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間の当社の業績を踏まえ、対象取締役3名、執行役員15名及び従業員28名に付与される当社に対する金銭報酬債権（執行役員又は従業員の場合は金銭債権。以下同じ。）の合計252,078,554円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金983円）当社の普通株式合計256,438株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、当社は執行役員及び従業員との間でも、同様の譲渡制限付株式割当契約を締結します。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年7月10日（払込期日）から、当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、当該喪失日が払込期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合を除き、当該半期報告書の提出日。以下同じ。）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

当社は、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、法令、社内規則または本割当契約の違反その他の理由により、当社が当該株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日に先立ち、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われ

るものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である983円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上